



## 北九州市認知症高齢者等見守りシール交付事業利用同意事項

北九州市認知症高齢者等見守りシール交付事業を利用するにあたり、次の事項に同意します。

### 記

- 1 本事業の利用期間は、北九州市が利用を決定した日から利用の取り消しを行った日までとすること。
- 2 天災等の不可抗力やサービスの機能点検により、事業者の業務が中断し保護情報の提供が行えない場合があること。
- 3 この事業の利用により発見された対象者の保護を自己責任において行うこと。
- 4 サービスの利用にあたり対象者及び利用者等の個人情報を警察等の関係機関に北九州市が提供すること。
- 5 サービスの利用にあたり、次の各号に該当するときは、速やかに届出をすること。
  - (1)対象者が介護保険施設又は養護老人ホーム等に入所し在宅でなくなったとき。
  - (2)対象者が3か月以上の長期にわたり入院又は療養し、在宅に戻る見込みが立たないとき。
  - (3)対象者が市外に転出したとき。
  - (4)対象者が死亡したとき。
  - (5)前各号のほか、サービス提供が不相当と北九州市長が認めたとき。
- 6 上記届出を速やかに行わないときは、市長は利用の取り消しを行うことができること。
- 7 ラベルシール等の維持管理は、善良な管理者として責任をもって行い、対象者以外の者への譲渡や転貸等、不正に使用しないこと。
- 8 ラベルシール等の全部又は一部破損、又は滅失した場合の再発行は有料になること。再発行については、認知症支援・介護予防課に連絡すること。

令和 年 月 日

北九州市長 様

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(自署の場合は押印不要)